

いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館内
☎ 029-225-8881
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>
発行人 橋本篤弘
制作 茨城弘報(株)
定価 一部 120円
(会員の購読料は会費の中に含む)

DECEMBER 2019
VOL.617

12



フラワーパークイルミネーション2018(茨城県フラワーパーク)

写真提供者:水戸市 水谷 啓一 氏

●2019 12月号 CONTENTS●

年末・年始労働災害防止強化運動実施中	2	茨城労働局長が「働き方改革等の取組」を要請	11
茨城県の最低賃金	3	過労死等防止対策推進シンポジウム(茨城会場)	11
職場のハラスマント対策を見直しましょう	4	「衛生管理者能力向上教育」開催のご案内	12
2020年1月6日からハローワークの利用方法が変わります	6	「事業場内メンタルヘルス推進担当者養成研修」開催のご案内	12
労働局の4つの「認定制度」があなたの会社を応援します	7	「第一種衛生管理者免許試験受験準備講習会」開催のご案内	13
労使一体となって計画的に年次有給休暇を取得しよう	8	「化学物質管理者養成研修会」開催のご案内	13
令和元年度 業務改善助成金をご活用ください	9	「廃棄物焼却施設業務特別教育」開催のご案内	13
令和元年7月、「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」を策定しました	10	茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ	14
「健康診断結果報告書」の提出はお済みですか	10	県内の労働災害発生状況速報	15
労働保険料の納付は?	11	令和元年死亡災害発生状況	15
		講習会のご案内	16

年末・年始労働災害防止強化運動実施中

労使一体となって労働災害防止対策の推進をお願いします

年末年始は、急ぎの仕事や一斉清掃、設備の点検・整備、再稼働等いつもと違った作業が多くなります。このため、作業手順の遵守や非定常時作業時の安全確保の確認等に努めることが重要です。

- スローガン 『令和最初の年末年始 安全健康 心に誓う』
- 実施期間 令和元年12月1日から令和2年1月31日まで
- 実施事項 1 建設現場に対して、集中的に監督指導を実施
2 労働災害防止団体等に運動の取組を要請

1 事業場の実施事項

- ① 経営トップによる年末・年始の「災害発生ゼロ」に取り組む決意表明を行う。
- ② 事業場の代表者等による職場内の安全衛生パトロールを実施する。
- ③ リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進し、自主的な安全衛生管理活動の活性化を図る。
- ④ KY(危険予知)活動、作業開始前ミーティング等を実施し、職場の整理・整頓・清掃・清潔(4S活動)を積極的に推進する。
- ⑤ ストレスチェック結果等を活用したメンタルヘルス対策・過重労働対策を実施する。
- ⑥ 交通労働災害防止対策を推進する。
- ⑦ 各種作業主任者、就業制限業務等における資格を確認し、選任や配置状況に応じた資格者の充足を行う。
また、選任された作業主任者に職務を励行させる。

2 主な業種の労働災害防止対策

(1) 製造業対策

- 製造業では、はざまれ・巻き込まれ災害、転倒災害、切れ・こすれ災害が多く発生しています。
- ① 機械設備の回転部分等に安全カバーを取り付けましょう。
 - ② 機械設備の点検・清掃を行うときは、必ず機械を停止させましょう。また、機械設備に非常停止装置が取り付けられていることを確認しましょう。
 - ③ 転倒災害を防止するため、作業面や通路の凹凸を補修しましょう。食品工場等水を扱う職場は、靴底材に耐滑性があり、つまずきにくい作業靴を使いましょう。

(2) 建設業対策

- 建設業では、墜落・転落災害が多く発生しています。手すり等の未設置等墜落防止対策の不備が原因です。
- ① 労働安全衛生規則で定められた構造の足場を設置しましょう。足場の設置が困難な場合は、親綱を張り、墜落制止用器具(旧名称:安全帯)を使用し、ヘルメット(保護帽)を着用しましょう。
 - ② フルハーネス型の墜落制止用器具(旧名称:安全帯)を着用し、墜落による危険を防止しましょう。
 - ③ はしごを使用するときは、転倒しないように固定しましょう。
 - ④ 建設機械との接触を防止するため、立入禁止措置又は誘導員を配置しましょう。
 - ⑤ 土砂崩壊を防止するため、土止め支保工を設置しましょう。

(3) 道路貨物運送業対策

- 道路貨物運送業では、荷卸し作業やシートの掛け外し作業等でトラック荷台等からの墜落災害が多く発生しています。これらの災害を防止するためには、運送事業者の努力だけでは難しく、荷主の方の御理解と御協力が必要です。
- ① 荷台への昇降のときは、はしごや作業台を使用しましょう。
 - ② 積み込み場所等には、墜落防止のための親綱や簡易足場の設置を進めましょう。
 - ③ ヘルメット(保護帽)を着用しましょう。

(4) 第三次産業対策

- 小売業、社会福祉施設、飲食店では、転倒災害、無理な動作による腰痛が多く発生しています。
- ① 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開し、労働災害防止に取り組みましょう。
 - ② 「STOP!転倒災害プロジェクト茨城」を展開し、特に2月、6月、12月は、重点的に職場の転倒災害防止対策に取り組みましょう。
 - ③ 安全推進者を選任し、安全衛生活動、安全衛生教育などの労働災害防止対策に取り組みましょう。
 - ④ 転倒災害を防止するため、作業面や通路の凹凸を補修しましょう。
 - ⑤ 4S(整理、整頓、清掃、清潔)活動を推進し、作業に必要なスペースや安全な通路を確保しましょう。
 - ⑥ 正しい荷物の持ち方等腰痛防止教育の実施や腰痛防止体操を実践しましょう。

茨城県の最低賃金

I 地域別最低賃金

件名	最低賃金額 時間額(円)	効力発生 年月日	適用範囲
茨城県最低賃金	849	令和元. 10.1	茨城県内の事業所で働くすべての労働者

II 特定(産業別)最低賃金 (件名及び適用範囲は、日本標準産業分類によります)

件名	最低賃金額 時間額(円)	効力発生 年月日	適用範囲
鉄鋼業	943	令和元. 12.31	<p>1 適用する使用者 茨城県の地域内で鉄鋼業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)を営む使用者</p> <p>2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>(1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの (3)次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による製品の洗浄又は包装の業務</p>
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	905	令和元. 12.31	<p>1 適用する使用者 茨城県の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者</p> <p>(1)はん用機械器具製造業 (2)生産用機械器具製造業(建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業(毛糸手編機械製造業(同附属品製造業を除く。)、包装・荷造機械製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (3)業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (4)純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)まで掲げる産業に分類されるものに限る。)</p> <p>2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>(1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの (3)次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は貯いの業務 ロ 手作業による小物部品の包装若しくは箱入れ又は製品の洗浄若しくはハリ取りの業務 ハ 主に、卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を用いて行う組線、巻線、組付け又は取付けの業務</p>
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具・医療用機械器具・医療用品・光学機械器具・レンズ・電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具・情報通信機械器具・時計・同部分品製造業	901	令和元. 12.31	<p>1 適用する使用者 茨城県の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者</p> <p>(1)計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(測量機械器具製造業を除く。) (2)医療用機械器具・医療用品製造業 (3)光学機械器具・レンズ製造業 (4)電子部品・デバイス・電子回路製造業(音響部品・磁気ヘッド・小型モータ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (5)電気機械器具製造業(電球製造業・一次電池(乾電池・湿電池)製造業、医療用電子応用装置製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (6)情報通信機械器具製造業(ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (7)時計・同部分品製造業 (8)(1)、(2)、(3)又は(7)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (9)純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(7)まで掲げる産業に分類されるものに限る。)</p> <p>2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>(1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの (3)次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は貯いの業務 ロ 手作業による小物部品の包装若しくは箱入れ又は製品の洗浄若しくはハリ取りの業務 ハ 主に、卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を用いて行う組線、巻線、組付け又は取付けの業務</p>
各種商品小売業	871	令和元. 12.31	<p>1 適用する使用者 茨城県の地域内で各種商品小売業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。)を営む使用者</p> <p>2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>(1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者</p>

III 注意

- (1)最低賃金額未満で労働者を使用した場合、最低賃金法違反となりますのでご注意ください。
- (2)地域別最低賃金は、常用、臨時、パートタイマー、アルバイトなど、雇用形態や呼称に関係なく全ての労働者と、その使用者に適用されます。
- (3)派遣労働者については、派遣先の事業所に適用されている最低賃金額が適用されます。
- (4)最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象になります。
 - ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
 - ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
 - ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
 - ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
 - ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
 - ⑥精勤手当、通勤手当、家族手当
- (5)月給制の場合は、右の計算式によって比較します。 月給額 × 12か月 ÷ 年間総労働時間 ≥ 最低賃金額(時間額)
- (6)日給制の場合は、右の計算式によって比較します。 日給額 ÷ 1日の所定労働時間 ≥ 最低賃金額(時間額)

この記事に関するお問い合わせは、茨城労働局労働基準部賃金室(029-224-6216)又は最寄りの労働基準監督署までお願いします。

– 12月は職場のハラスメント撲滅月間 –

職場のハラスメント対策を見直しましょう

たとえば…

働く人

企業の担当者

セクハラについて社内の相談窓口に相談したら「それくらいのことは我慢しろ」と言われた。

育児短時間勤務をしていたら同僚から「あなたが早く帰るせいで、まわりは迷惑している。」と何度も言われ、精神的に非常に苦痛を感じている。

長時間にわたって、繰り返し執拗に叱られてつらい。

職場のハラスメント対策として相談窓口の一元化を検討したいが、どうすればよいのだろう。

セクハラや妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの防止措置は、会社としてなにをする必要があるんだろう。パワハラも法制化されたことだし、対策に含めた方がよいのだろうか?

セクシュアルハラスメント(セクハラ)

職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗(しつよう)な誘い、身体への不必要的接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなることをいいます。

【男女雇用機会均等法第11条】

妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うことをといいます。

【男女雇用機会均等法第11条の2／育児・介護休業法第25条】

パワーハラスメント(パワハラ)

職場におけるパワーハラスメントとは、①優越的な関係を背景とした、②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、③就業環境を害すること、の全ての要素を満たすものをいいます。

【労働施策総合推進法第30条の2】

●職場のパワーハラスメントの定義や事業主が講ずべき措置の具体的な内容等については、今後指針(年内目途)において示される予定です。

●雇用管理上の具体的な内容

- ▶事業主によるパワーハラスメント防止の社内方針の明確化と周知・啓発
- ▶苦情などに対する相談体制の整備
- ▶被害を受けた労働者へのケアや再発防止 等

相談して
ください!

都道府県労働局があなたのお力になります!

匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。
まずは相談してください!! 相談は**無料**です!



Q. どのような相談ができますか?

A. 職場でのセクシュアルハラスメントや、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等ハラスメント、職場でのパワーハラスメントについてもご相談いただけます。

Q. 就職活動中に受けたセクシュアルハラスメントについても相談できますか?

A. 就職活動中の出来事についてもご相談いただけます。

Q. 相談すると、雇用環境・均等室ではどんなことをしてくれるの?

A. 法律の内容についての情報提供などを行います。

また、トラブル等について、法律上可能な対応案について説明し、ご希望に応じ紛争解決援助(あっせん含む)を実施します。

茨城労働局 職場のハラスメント対応特別相談窓口

受付時間 8:30~17:15(土曜・日曜・祝祭日を除く)

※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。

できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

電話番号 **029-277-8295**

住 所 〒310-8511 水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎6階
雇用環境・均等室【相談・指導部門】

厚生労働省委託事業 ハラスメント悩み相談室



0120-714-864

●受付時間:月曜~金曜 12:00~21:00 / 土曜・日曜 10:00~17:00

祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)を除く。携帯電話・スマートフォンからも通話できます。

●受付フォーム <https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/mail-soudan>

●メールアドレス mail@harasu-soudan.mhlw.go.jp



(委託運営)

専用Webサイト ハラスメント悩み相談室

検索

れづ 東京リーガルマインド

事業主の皆さんへ

2020年1月6日からハローワークの利用方法が変わります

2020年1月6日に、ハローワークのシステムとハローワークインターネットサービスが新しくなります。

会社のパソコンから、 求人申込みや内容変更などの手続きを行えるようになります

ハローワークインターネットサービス上に「求人者マイページ」を開設すると、会社のパソコンから次のサービスを利用いただけます。

○求人申込み

※申込み内容をハローワークで確認後に受理・公開します。また、一部の求人は、マイページでの求人情報の入力(仮登録)後、14日以内にハローワークにお越しのうえ、本登録の手続きを行う必要があります。

○申し込んだ求人内容の変更、求人の募集停止、事業所情報の変更など

※マイページから求人内容の変更などのサービスが利用ができるのは、2020年1月以降に受理した求人に限ります。

○事業所の外観、職場風景、取扱商品などの画像情報の登録・公開

※ハローワーク内のパソコン(検索・登録用端末)だけでなく、ハローワークインターネットサービス上でも公開できるようになります。

○ハローワークからご紹介した求職者(応募者)の紹介状の確認、 選考結果(採用・不採用)を登録(ハローワークに連絡)

※紹介状の確認や選考結果の登録ができるのは、2020年1月以降に受理した求人に限ります。なお、求人が無効となった場合、紹介状の確認、選考結果の登録はできなくなります。

※その他、メッセージ機能(ハローワークからご紹介した求職者(応募者)とのやりとり)、求職情報検索(詳細はハローワークへお問い合わせください)。

求人票の様式・公開方法が変わります

求人票の様式が変わり、掲載する情報の種類や量が増え、求職者に対して求人情報をより詳細に伝えられるようになります。

ハローワーク内に設置されたパソコン(検索・登録用端末)と「ハローワークインターネットサービス」が一本化されます。これにより、ハローワーク内に設置されたパソコン(検索・登録用端末)でもインターネット上でも、同じ求人情報が公開されるようになります。

次のとおり求人情報・事業所名等の公開方法が変わるので、公開範囲の設定にあたりご留意下さい。

公開範囲(公開区分)	現在	2020年1月6日以降
1 すべての求職者に、事業所名等*を含む求人情報を公開する		ハローワークインターネットサービス上には、ハローワーク内のパソコン(検索・登録用端末)と同じ求人情報が公開されます。
2 ハローワークに登録している求職者に限定して、事業所名等*を含む求人情報を公開する (求職者以外には事業所名等*を含まない求人情報を提供する)	ハローワークインターネットサービス上には、求人票のうち労働条件など主な情報が公開されています。 (ハローワーク内に設置されたパソコン(検索用端末)では求人票に掲載されるすべての情報が公開されています。)	事業所名や所在地だけでなく、新求人票に掲載されるすべての情報(担当者氏名を含む)や画像情報、PR情報が公開されます。
3 事業所名等*を含まない求人情報を公開する		ハローワーク内のパソコン(検索・登録用端末)でもインターネット上でも事業所名等*は公開されません。
4 求人情報を公開しない	ハローワークインターネットサービス上では求人情報は公開されていません。 (ハローワーク内に設置されたパソコン(検索用端末)では、求人票に掲載されるすべての情報が公開されています。)	ハローワーク内のパソコン(検索・登録用端末)でもインターネット上でも求人情報は公開されません。 (ハローワーク窓口での情報提供となります。)

求人票の様式変更や公開方法が変わることに伴い、今後、求人条件や事業所情報などについて内容確認や追加情報の登録を行っていただく必要があります。

ご理解とご協力ををお願いいたします。※「事業所名等」に含まれる情報の内容についてはHWへご確認ください。

変更の詳細や手続きについては最寄りのハローワークへお問い合わせください。

認定制度を活用して、会社の魅力度アップをめざしませんか？ 労働局の4つの「認定制度」があなたの会社を応援します

認定制度とは、法律に定める一定の要件を満たせば、業種等にかかわらず、申請することができます。

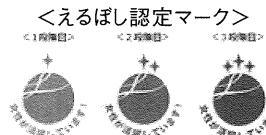
認定の証であるマークを商品、広告、求人票等に付し、厚生労働大臣(※)から認定を受けたことを対外的に明らかにすることで、企業イメージアップや優秀な従業員の採用・定着などにつながります。

(※)認定に関する事務は、都道府県労働局長に委任されています。

えるぼし認定

女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定及び策定した旨の届出を行った企業のうち、一定の基準(認定基準)を満たした企業を女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業として認定する制度です。認定は、基準を満たす項目数に応じて3段階あります。

また、公共調達における加点評価(※1)の対象になります。



くるみん認定・プラチナくるみん認定

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定及び策定した旨の届出を行った企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業を「子育てサポート企業」として認定する制度です。

また、くるみん認定を既に受け、両立支援の制度の導入や利用が進み、高い水準の取組を行っている企業を評価する「プラチナくるみん認定制度」があります。このプラチナくるみん認定を受けた企業は、高い水準の取組を行っている企業であることをアピールすることができます。

さらに、公共調達における加点評価(※1)の対象になります。



ユースエール認定

若者雇用促進法に基づき、若者の採用・育成に積極的で雇用管理状況などが優良な中小企業を認定する制度です。認定を受けることにより、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。

また、都道府県労働局やハローワークによる重点的なマッチング支援(※2)、助成金の優遇措置(※3)を受けられるほか、公共調達における加点評価(※1)と日本政策金融公庫による低利融資(※4)の対象になります。



安全衛生優良企業認定

労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善している企業を認定する制度です。

認定を受けることにより、安全・健康で働きやすい優良企業であることをアピールすることができます。

基準を満たした企業は3年間の認定を受けることができます。



【解説】

(※1) 公共調達における加点評価

各府省等が総合評価落札方式又は企画競争による調達によって公共調達を実施する場合は、認定企業(えるぼし認定企業、くるみん(プラチナくるみん)認定企業、ユースエール認定企業)などを加点評価するよう、国の指針において定められました。

加点評価の詳細は、公共調達を行う行政機関によって定められており、当該行政機関にてご確認ください。

(※2) 都道府県労働局やハローワークによる重点的なマッチング支援

「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的にPRします。また、労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極的にご案内します。

(※3) 助成金の優遇措置

若者の採用・育成を支援するため、認定企業が次の各種助成金を活用する際、一定額が加算されます。

①キャリアアップ助成金 ②人材開発支援助成金 ③トライアル雇用助成金 ④特定求職者雇用開発助成金(3年以内既卒者等採用定着コース)

(※4) 日本政策金融公庫による低利融資

株式会社日本政策金融公庫において実施している「働き方改革推進支援資金(企業活力強化貸付)」を利用する際、基準利率よりも低い金利で融資をうけることができます。詳細は、働き方改革推進資金(企業活力強化貸付)

HP https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata_m.html をご確認ください。

詳しくは各部署へお問い合わせください！

えるぼし・くるみん・プラチナくるみん認定 ⇒ 雇用環境・均等室 (TEL:029-277-8295)

ユースエール認定 ⇒ 職業安定部職業安定課 (TEL:029-224-6218)

安全衛生優良企業認定 ⇒ 労働基準部健康安全課 (TEL:029-224-6215)



厚生労働省・茨城労働局

労使一体となって計画的に 年次有給休暇を取得しよう



- 労働基準法が改正され、年5日の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」(以下「計画的付与」という。)とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

労働基準法が改正され、平成31年4月より、使用者は、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上の全ての労働者に対し、毎年5日間、年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

計画的付与を導入することは、年次有給休暇の取得を推進するとともに、労働基準法を遵守する観点からも重要なことです。

1) 導入例

例えば、2019年の年末と
2020年の年始に導入すると?

年次有給休暇を土日、年末年始の休暇と組み合わせて、連続休暇に。

土日の休日や年末年始の休暇に計画的付与の年次有給休暇を組み合わせて大型連休にすることができます。また、□点囲みのような日に年次有給休暇をさらに組み合わせること(プラスワン休暇)も可能です。

2019年12月+2020年1月

日	月	火	水	木	金	土
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
年末休暇	年末休暇	年末休暇	年始休暇	年始休暇	年始休暇	
29	30	31	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
成人の日						
12	13	14	15	16	17	18

2) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

3) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用

注) 就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

●時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位での取得が可能となります。

なお、時間単位の年次有給休暇の取得分については、上記の年次有給休暇の確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

〈労使協定で定める事項〉

① 時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

② 時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例)所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間を上回らない整数の時間を単位として定めてください。

注) 就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

【問い合わせ先】 〒310-8511 水戸市宮町1-8-31 茨城労働局 雇用環境・均等室 TEL 029-277-8294

令和元年度 業務改善助成金をご活用ください!

(交付申請の締切は、令和2年1月31日(金)です)

『業務改善助成金』は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、「事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)」の引き上げを図るための制度で、各要件を満たした中小企業事業主にご活用いただける助成制度です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、設備投資(機械設備、POSシステム等の導入)などを行った場合に、その費用の一部を助成します。助成金活用事例は、下記「業務改善事例」をご参照ください。

概要

コース	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	1~3人	50万円	事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 及び 事業場規模30人以下の事業場	3/4
	4~6人	70万円		生産性要件を満たした場合は 4/5(※)
	7人以上	100万円		

(※)ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいい、助成金支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

業務改善

事例1

ベルトコンベアの導入による弁当の盛り付け作業の効率化

<企業概要>

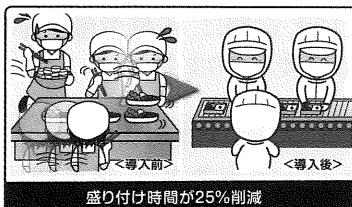
【所在地】新潟県 【従業員数】40人

【事業の種類】食品製造販売業

<課題と対応>弁当製造における盛り付け時間を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

配膳台の周りを従業員が移動して盛り付けを行っていたため、業務が非効率になっている状況でした。そこで、助成金を活用してベルトコンベアを導入しました。

弁当の盛り付け作業を効率化したい



盛り付け時間が25%削減

専務取締役

<独自の工夫>
以前は4種類の価格帯の弁当を製造していたが、1種類に集約することで製造の効率化が図られ、仕入リスクも軽減している。

<実施内容>ベルトコンベアの導入で弁当の盛り付け時間が2時間から1時間30分に短縮し、同じ時間で10%多く弁当を製造することができるようになった。

<成果>弁当の盛り付け時間の削減によって生産性が向上し、28人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を30円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。



助成金活用のポイント

ベルトコンベアを導入したことで、
弁当の盛り付け作業の効率化につながった。

(※平成29年度時点の制度に基づく事例)

業務改善

事例2

セミセルフPOSレジの導入によるレジ業務の効率化

<企業概要>

【所在地】熊本県 【従業員数】24人

【事業の種類】生鮮食料品小売業

<課題と対応>繁忙時のレジ待ちの行列を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

購入代金や釣銭の受け渡しまでをすべて従業員が行っていたため、顧客の多い時間帯でレジ待ちの行列ができる状況でした。そこで、助成金を活用してセミセルフPOSレジを導入しました。

レジの精算業務を効率化したい



人事課長

<独自の工夫>
各冷蔵ケースの本体電源をこまめにOFFにしたり、(別スイッチを取り付け)、同業他社と比べ営業時間を短くしつつ商品を売りつくすようにしたり、廃棄ロスや保管設備費の削減につなげている。

<実施内容>商品のバーコード読み取り後の購入代金や釣銭の受け渡しを顧客が機械で行うようにしたことにより、精算時間が短縮し、同じ時間で多くの精算処理をすることができた。

<成果>レジ業務の削減によって生産性が向上し、23人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を52円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。



助成金活用のポイント

セミセルフPOSレジを導入したことで、
レジ業務の効率化につながった。

(※平成29年度時点の制度に基づく事例)

ここに記載されている事項以外にも詳細な要件が定められています。

申請状況により予算額が不足することが見込まれる場合等は、予算の範囲内において支給します。

詳細や支給申請については、茨城労働局雇用環境・均等室(TEL 029-277-8294)へお問い合わせください。

令和元年7月、「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」を策定しました。



- 職場における受動喫煙防止については、労働安全衛生法第68条の2により、事業者に受動喫煙防止対策(以下「対策」)の努力義務を課しているところです。
- また、改正後の健康増進法に規定された事項を含め、事業者が実施すべき事項を一体的に示すことで、対策の一層の推進を図ることを目的にガイドラインが策定されました。
- ガイドラインの概要は、以下のとおりです。①衛生委員会等で労働者の意識・意見を把握し、適切な対策を決定 ②対策を推進するための計画を策定 ③担当部署を指定し、決定した対策を確実に実施 ④決定した対策の推進を把握 ⑤出入口等見やすい箇所に標識を設置 ⑥労働者に必要な情報を提供 ⑦労働者の募集、求人の申込み時に対策を明示 ⑧妊娠等への特別な配慮を実施 ⑨20歳未満の者の立入を禁止 ⑩20歳以上の者への配慮 ⑪各施設での対策を実施 ⑫国による事業者への費用・技術的相談・測定機器の無料貸出の支援を実施すること等です。
- 詳しくは、厚生労働省ホームページを御覧になるか、茨城労働局労働基準部健康安全課(029-224-6215)までお問い合わせください。

「健康診断結果報告書」の提出はお済みですか?

1. 定期健康診断の実施と結果報告

- 常時使用する労働者については、業種や労働者数にかかわらず、原則として1年以内ごとに1回(深夜業等の特定業務従事者は6月以内ごとに1回)医師による健康診断を実施する必要があります。
- 常時50人以上の労働者を使用する事業場では、健康診断の実施結果を所定の様式により、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。

2. 特殊健康診断の実施と結果報告

以下の業務に常時従事する労働者については、原則として6月以内ごとに1回(一部の業務は、1年以内ごとに1回)、業務に応じた特殊健康診断を実施する必要があります。

また、特殊健康診断を実施した場合には、業種や労働者数にかかわらず、特殊健康診断の実施結果を所定の様式により、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。

- シンナー等の有機溶剤を取り扱う業務
- はんだ付け等の鉛業務
- 特定化学物質を取り扱う業務
- 潜水等の高気圧業務
- 電離放射線業務
- 除染等業務
- 石綿を取り扱う業務

⑧四アルキル鉛を取り扱う業務

⑨騒音、VDT作業等の行政通達で示された業務

3. ストレスチェックの実施と結果報告

- 常時50人以上の労働者を使用する事業場は、常時使用する労働者に対し、原則として1年以内ごとに1回医師によるストレスチェックを実施する必要があります。
- 常時50人以上の労働者を使用する事業場では、ストレスチェックの実施結果を所定の様式により、1年以内ごとに1回、定期に、所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。

4. じん肺健康管理実施状況報告

粉じん作業を行っている事業場は、毎年12月末日現在におけるじん肺の健康管理実施状況を翌年2月末日までに、所定の様式により所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。

なお、この報告は、じん肺健康診断を実施していない年でも提出する必要があります。

各健康診断結果報告書の様式は、茨城労働局労働基準部健康安全課・各労働基準監督署で配布している他、厚生労働省・茨城労働局のホームページからダウンロードすることができます。

茨城労働局労働基準部健康安全課

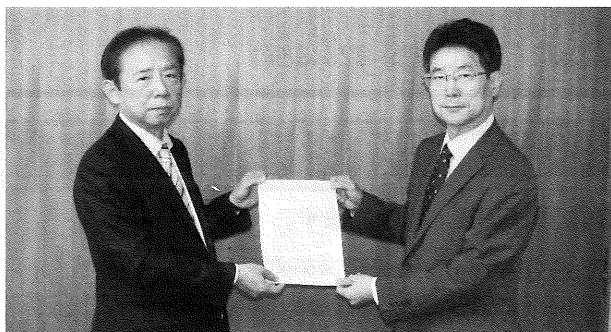
◎ 労働保険料の納付は？ ◎ 12月は労働保険料滞納整理強化月間です

労働保険料は、労働者の業務上又は通勤上の負傷等に対する給付や、失業した労働者に対する失業給付の他、労働者の福祉の増進を図る事業の財源となっており、事業主は納付期限（全期及び第1期7／10、第2期10／31、第3期1／31）までに保険料を納付しなければなりません。

茨城労働局では、12月を「労働保険料滞納整理強化月間」として徴収職員による実地納付督励を集中的に行います。納付期限までに納付がお済みでない場合は、至急金融機関等にて納付してください。

なお、保険料の納付等にかかるお問合せは茨城労働局労働保険徴収室029（224）6213又は所轄労働基準監督署までお願いします。

茨城労働局長が 「働き方改革等の取組」を要請



福元局長（左） 加藤専務理事（右）

11月の「過重労働解消キャンペーン期間」に伴い、10月末、茨城労働局長から、使用者団体、労働組合に対し、長時間労働の削減等の働き方改革の推進、下請等中小企業に「しづ寄せ」を生じさせないため必要な取引上の配慮に関して、要請を実施しました。

（※写真は10月28日 於（一社）茨城県経営者協会）

過労死等防止対策推進シンポジウム (茨城会場)

11月7日、水戸プラザホテルにおいて、「過労死等防止対策推進シンポジウム」(茨城会場)を開催しました。午後1時30分からおよそ2時間、過重労働防止対策の取組についての説明、津野香奈美氏による「パワハラ関連法案と今後のパワハラ防止対策」の基調講演、さらに「東京過労死を考える家族の会」の方から体験談が発表されました。



（主催者挨拶 茨城労働局 細江労働基準部長）

「衛生管理者能力向上教育」開催のご案内

事業場における安全衛生水準の向上を図るため、労働安全衛生法第19条の2および能力向上教育指針公示第5号の別表16に基づき、衛生管理者の方々を対象として標記の能力向上教育を下記により実施することになりました。

1. 講習日時：令和2年1月14日(火) 9:00～17:20

令和2年1月15日(水) 9:00～17:20

2. 講習会場：(一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター

【水戸市渋井町堺橋263-1 駐車場有】

3. 料金：1名につき 15,705円(税込) テキスト代 2,530円(税込)

4. 定員：60名

5. カリキュラム：

		内 容	時 間
1/14 (火)	健康管理		9:00～11:40
	実務研究		11:40～14:40
	主要な労働衛生対策		14:40～15:10
	災害事例及び関係法令		15:10～17:20
1/15 (水)	労働衛生管理の現況・労働衛生管理の機能と構造		9:00～11:40
	作業環境管理		11:40～13:30
	作業管理		13:35～15:45
	労働衛生教育		15:50～16:50
	質疑応答・修了証交付		16:50～17:20

6. 申込先：(一社)茨城労働基準協会連合会

水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館14階 TEL 029-225-8881

「事業場内メンタルヘルス推進担当者養成研修」開催のご案内

メンタルヘルス推進担当者として活動される下記の方々を対象に、標記研修を開催します。

1. 対象者：事業場でメンタルヘルス推進担当者として活動される方、人事労務管理スタッフ、

ストレスチェック制度の実務担当者、衛生管理者、保健師・看護師等の産業保健スタッフ等

2. 開催日程：令和2年2月4日(火)～5日(水) (2日間)

3. 会場：(一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター(水戸市渋井町堺橋263-1)

4. 内容：カリキュラム ※厚生労働省が公表しているカリキュラムに準じています。講師の都合によりカリキュラムが変更となる場合があります。

		9:00	30	10:00	50	11:00	50	12:00	13:00	14:00	10	15:00	10	20	16:00	17:00
第1日目	受付	開講式	(講義) 事業場におけるメンタルヘルスケア	休憩	(講義) ストレス及びメンタルヘルスケアに関する基礎知識	昼休憩	(講義) 心身医学・精神医学の基礎	休憩	(講義) 働く人のうつ病と自殺予防への対応	休憩	(講義・実習) メンタルヘルス教育の進め方					
第2日目		(講義) 職場環境等の把握と改善の方法	休憩	(講義) 企業のリスクマネジメントとコンプライアンス、個人情報の保護への配慮	昼休憩	(講義) 職場復帰における支援の進め方	休憩	(講義) 関係者との連携及び情報提供の進め方	休憩	(研究討議) 取組み状況の把握と情報交流		閉講式				
		30	30	40					10	10	20			50		
		9:00	10:00	11:00		12:00	13:00		14:00	15:00	16:00		17:00			

5. 定員：50名(申込み先着順)

6. 問合せ先：中央労働災害防止協会 健康快適推進部 (TEL 03-3452-2517)

(一社)茨城労働基準協会連合会 (TEL 029-225-8881)

7. 申込先：(一社)茨城労働基準協会連合会へご連絡ください。申込書をお送りいたします。

(なお、申込書は当連合会のホームページからもダウンロードできます)

「第一種衛生管理者免許試験受験準備講習会」開催のご案内

当連合会では、9月実施の出張特別試験にあわせ上期(7~8月)に受験対策講習会を実施しておりますが、今般、受験者の便宜上の観点から下期にも「第一種衛生管理者試験」の受験対策講習会を下記により開催することといたしました。

講習内容は、受験対策中心に解説し、合格率の向上を目的とした講習会としております。

受験者の方々は積極的に参加されますようご案内申し上げます。

1. 日 時：令和2年2月6日(木)・7日(金)・8日(土) 各日9時～17時まで
2. 会 場：(一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター
【水戸市渋井町堺橋263-1 駐車場有】
3. 受 講 料：1名につき 15,705円(税込)
テキスト代 6,820円(3冊1組・税込)
※テキスト送料：送付先が茨城県内で6組以下の場合は580円、それ以外はお問合せ下さい。
4. 申込受付期間：令和元年12月2日(月)～令和2年1月31日(金)
先着順にて受け付け、定員に達し次第締め切りといたします。
5. 申 込 先：(一社)茨城労働基準協会連合会
水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館14階 TEL 029-225-8881

「ライン課長・主任・職長のための化学物質管理・リスクアセスメント実務講習案内 「化学物質管理者養成研修会」開催のご案内

第一線で管理する化学物質管理者(ライン課長・主任・職長等)又は準ずる方を対象に化学物質の基礎知識や化学物質のリスクアセスメント、関係法令等を学ぶための講習を下記日時に開催します。

1. 講 習 日 時：令和2年2月25日(火) 開始時刻 午前8時50分 終了時刻 午後4時15分頃
2. 講 習 会 場：(一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター
【水戸市渋井町堺橋263-1 駐車場有】
3. 定 員：50名
4. 受 講 料 等：1名につき 10,145円 【受講料7,945円(税込)、テキスト代2,200円(税込)】
5. 研 修 内 容：①化学物質管理の基礎知識(化学物質の法規制・GHS、ラベル、SDS等)
②具体的な化学物質管理の基礎知識I(化学物質の危険性、安全管理等)
③具体的な化学物質管理の基礎知識II(健康障害、作業環境測定、作業環境改善、保護具等)
④化学物質のリスクアセスメントの概要、指針の概要等
⑤化学物質のリスクアセスメント演習
6. 申 込 先：(一社)茨城労働基準協会連合会
水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館14階 TEL 029-225-8881

「廃棄物焼却施設業務特別教育」開催のご案内

廃棄物焼却施設等において、①ばいじん等の燃え殻を取り扱う業務 ②焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務、③設備の解体等の業務及びこれに伴うばいじん等の燃え殻を取り扱う業務に従事する者に対しては、ダイオキシン類ばく露防止の徹底を図るために、法定の特別教育を実施しなければならないこととされております。[労働安全衛生法第59条(労働安全衛生規則第36条)]

1. 講 習 日 時：令和2年2月28日(金) 13:00～17:05
 2. 講 習 会 場：(一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター
【水戸市渋井町堺橋263-1 駐車場有】
 3. 料 金：1名につき 5,834円(税込) テキスト代 990円(税込)
 4. 定 員：50名
 5. カ リ キ ュ ラ ム：
- | 内 容 | 時 間 |
|---------------------------|-------------|
| ダイオキシン類の有害性 | 13:00～13:30 |
| 作業の方法及び事故の場合の措置 | 13:30～15:00 |
| 作業開始時の設備の点検 | 15:00～15:30 |
| 保護具の使用方法 | 15:30～16:30 |
| その他ダイオキシン類のばく露の防止に関し必要な事項 | 16:30～17:00 |
| 修了証交付 | 17:00～17:05 |

6. 申 込 先：(一社)茨城労働基準協会連合会
水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館14階 TEL 029-225-8881

茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ

<産業保健セミナーの予定(12月~2月開催分)>

当センターでは、産業保健に関する全ての方を対象に、専門的かつ実践的能力の向上を目的として、産業保健セミナーを開催しています。受講料は無料です。セミナーの概要等詳細についてはホームページをご覧ください。

日 程	セミナーテーマ	講 師	開催場所	対 象
12月13日(金) 18:00-20:00	一酸化炭素中毒及び酸素欠乏症を防ごう 【日医認定(生涯・実地)申請中】	岩崎芳明先生 (産業保健相談員、筑波労働コンサルタント事務所長、元(株)三菱化学アリテック分析事業部環境分析センター長)	中央ビル 8階 会議室G	産業医、産業看護職、衛生管理者、人事労務担当者、事業主等
1月16日(木) 14:00-15:30	産業医活用セミナー	松井玄考先生 (産業保健相談員、元和歌山労働局長)	亀城プラザ 第4会議室	事業主、人事労務担当者等
1月17日(金) 14:00-16:00	茨城県の就労支援を考えるワークショップ 肝疾患患者の就労支援をモデルとして	立道昌幸先生 (東海大学医学部基盤診療学系衛生学公衆衛生学 教授) 池上正先生 (産業保健相談員、東京医科大学茨城医療センター 消化器内科 教授) 他	県南生涯 学習センター 中研修室1	産業看護職、事業主、人事労務担当者、等
1月23日(木) 18:30-20:30	睡眠時無呼吸症候群と就業にあたっての 留意点 【日医認定(生涯・専門)申請中】	土井永史先生 (茨城県立こころの医療センター 睡眠 医療センター長)	ワークヒル 土浦 研修室2	産業医、産業看護職、衛生管理者、人事労務担当者、事業主等
1月29日(水) 14:00-16:00	メンタルヘルス教育デモンストレーション ～事業場内教育研修体制構築のために～ 【日医認定(生涯・更新)申請中】	田村清俊先生 (メンタルヘルス対策促進員、産業 カウンセラー)	水戸FF センタービル 11階会議室	産業看護職、事業主、人事労務担当者、衛生管理者、産業医等
1月30日(木) 18:30-20:30	メンタルヘルスの基礎知識と若年労働者 への対応 【日医認定(生涯・専門)申請中】	蘭田将樹先生 (日本製鉄㈱ 鹿島製鉄所 安全環境 防災部安全管理室主査)	中央ビル 6階 610号室	産業医、産業看護職、人事労務担当者、衛生管理者、事業主等
2月5日(水) 14:00-16:00	高年齢者の健康管理と職場巡視のポイント 【日医認定(生涯・専門)申請予定】	片倉薰先生 (労働衛生コンサルタント、薬剤師、労働安全コンサルタント、元製薬会社勤務、衛生管理者)	中央ビル 8階 会議室G	産業医、産業看護職、人事労務担当者、衛生管理者等
2月13日(木) 18:00-20:00	受動喫煙対策の昨今之情勢 【日医認定(生涯・更新)申請予定】	中村修先生 (筑波大学 環境安全管理室長 教授)	中央ビル 8階 会議室B	産業医、産業看護職、衛生管理者、人事労務担当者等
2月17日(月) 13:00-15:00	(仮)ストレスチェック制度について 【日医認定(生涯・更新)申請予定】	河島美枝子先生 (産業保健相談員、元大分県立看護科学大学 精神看護学 教授)	水戸FF センタービル 11階会議室	産業看護職、事業主、人事労務担当者、衛生管理者、産業医等

- ・1月17日(金)開催の「茨城県の就労支援を考えるワークショップ 肝疾患患者の就労支援をモデルとして」の申込先は健保連保健師・看護師連絡協議会です。詳細は当センターホームページ上でご確認ください。

【県内の労働災害発生状況速報】
(令和元年10月末現在)

業種別	令和元年	前年同期
計	(20) 2,152	(19) 2,347
製造業	(11) 646	(2) 676
鉱業	(0) 6	(1) 5
建設業	(5) 226	(9) 249
内訳	土木	(1) 47
	建築	(2) 119
	その他	(2) 60
運輸交通業	(1) 271	(3) 299
貨物取扱業	(0) 25	(1) 31
農林業	(0) 32	(0) 36
畜産水産業	(0) 98	(0) 85
商業	(1) 296	(2) 304
その他	(2) 552	(1) 662

(注) ()内は、死亡者で内数



令和元年死亡災害発生状況

10月発生分

発生月 時間帯	職種 年 経験年数	事業の種類	事故の型	災害の概要
			起因物	
10月 15~16時	管理者 60歳代 30年	その他の パルプ・紙・ 紙加工品 製造業	墜落・転落	工場内設備の撤去に伴い、立ち合い作業中、被災者がエアー配管のバルブを閉めるため、中二階に上ったところ、撤去作業で床の一部が撤去されていた開口部(高さ約2.7メートル)から墜落し、死亡した。
			開口部	
10月 9~10時	ダクト工 60歳代 40年	その他の 建設業 — その他	墜落・転落	工場内にある工事現場において、設備と設備の天井部分との間に設置した手すり等のない棚足場上を通行したところ、棚足場の端(高さ3.26メートル)から墜落し、死亡した。
			作業床・歩み板	
10月 9~10時	作業者 50歳代 36年	その他の 精密機械器具 製造業	墜落・転落	ピッキングフォークリフトを使用して、製品棚に商品を補充する作業中、運転席から体を乗り出して補充する商品を取ろうとしたところ、高さ約2.6メートルの運転席の端から墜落し、死亡した。運転席に上下に可動する手すりが設置されていたが、上にあげられており、ヘッドガードに墜落制止用器具を取り付けていたが、使用していなかった。
			フォークリフト	
10月 8~9時	作業者 50歳代 24年	その他の 清掃・ と畜業	墜落・転落	先端に搭乗設備を設置した積載型トラッククレーンを使用して、前日に伐採した木枝を回収する作業中、搭乗設備からリモコンでクレーン操作を行い、立木に挟まった木枝にベルトスリングを付けてから、当該クレーンのフックに掛けて引っ張ったところ、挟まっていた木枝が外れた反動で搭乗設備から投げ出され、高さ約8.8メートル下に墜落し、死亡した。被災者は、墜落制止用器具を使用していなかった。
			移動式 クレーン	
10月 15~16時	解体工 40歳代 3ヶ月	木造家屋 建築工事業	飛来・落下	個人宅の木造倉庫解体工事において、簡易擁壁の支柱(長さ約1メートルのT形鋼)を解体用つかみ機の先端に挟んで引き抜いたところ、支柱が引き抜けた反動でつかみ機から外れ、前方にいた被災者の方向に飛来、首に当たり、死亡した。
			解体用機械	

講習会のご案内 (令和元年12月中旬～令和2年1月)

講習の種類			産業用ロボットの教示・検査等の業務			
開催日	開催場所	申込先				
技能講習						
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者						
1/14～15・16 (一社)龍ヶ崎労働基準協会(龍ヶ崎市) 龍ヶ崎・土浦・常総協会						
1/29～30・31 中央安全衛生教育センター(水戸市) 連合会						
有機溶剤作業主任者						
12/16～17 ポリテクセンター茨城(常総市) 常総協会						
1/20～21 鹿嶋市商工会館(鹿嶋市) 鹿島協会						
1/23～24 ワークヒル土浦(土浦市) 土浦協会						
1/27～28 中央安全衛生教育センター(水戸市) 連合会						
鉛作業主任者						
1/9～10 中央安全衛生教育センター(水戸市) 連合会						
玉掛け						
1/16～17・19 ワークヒル土浦(土浦市) 土浦協会						
1/23～24・25 常陸太田市商工会館(常陸太田市) 太田協会						
フォークリフト運転(学科)						
1/10 日立商工会議所会館(日立市) 日立協会						
1/10 ワークヒル土浦(土浦市) 土浦協会						
1/11 平成館(古河市) 古河協会						
1/17 中央安全衛生教育センター(水戸市) 連合会・水戸協会						
床上操作式クレーン運転						
1/20～21・22・23・24 (一社)龍ヶ崎労働基準協会(龍ヶ崎市) 龍ヶ崎・常総協会						
1/24～25・26 平成館(古河市) 古河協会						
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者						
12/17～18 鹿嶋勤労文化会館(鹿嶋市) 鹿島協会						
1/16～17 ポリテクセンター茨城(常総市) 常総・龍ヶ崎協会						
1/20～21 中央安全衛生教育センター(水戸市) 連合会						
特別教育・その他の講習						
研削と石の取替え等の業務(自由研削)						
1/11 日立アプライアンス(日立市) 日立協会						
1/24 ポリテクセンター茨城(常総市) 常総・龍ヶ崎協会						
アーク溶接等の業務						
1/17～18 日立商工会議所会館(日立市) 日立協会						
クレーン運転の業務(5トン未満)						
1/31～2/1 茨城県トラック協会県西地区研修会館(筑西市) 筑西協会						
産業用ロボットの教示・検査等の業務						
1/23～24 茨城県トラック協会県西地区研修会館(筑西市) 筑西協会						
特定粉じん作業						
1/10 中央安全衛生教育センター(水戸市) 水戸協会						
衛生管理者能力向上教育						
1/14～15 中央安全衛生教育センター(水戸市) 連合会						
職長教育						
12/17～18 ワークヒル土浦(土浦市) 土浦協会						
12/19～20 中央安全衛生教育センター(水戸市) 水戸協会						
12/19～20 鹿嶋勤労文化会館(鹿嶋市) 鹿島協会						
12/25～26 鹿島港湾福祉センター(神栖市) 鹿島協会						
1/15～16 鹿島港湾福祉センター(神栖市) 鹿島協会						
職長・安全衛生責任者教育						
1/7～8 (一社)龍ヶ崎労働基準協会(龍ヶ崎市) 龍ヶ崎協会						
1/18～19 平成館(古河市) 古河協会						
1/21～22 日立商工会議所会館(日立市) 日立協会						
安全衛生推進者講習						
1/23～24 中央安全衛生教育センター(水戸市) 水戸協会						
衛生推進者講習						
12/16 中央安全衛生教育センター(水戸市) 連合会						
フルハーネス型墜落制止用器具特別教育						
12/17 中央安全衛生教育センター(水戸市) 連合会						
1/14 中央安全衛生教育センター(水戸市) 連合会						
外国人技能実習法						
技能実習責任者養成講習						
12/18 中央安全衛生教育センター(水戸市) 連合会						

○詳細については、申込先の協会にお問い合わせ下さい。

連合会	☎ 029-225-8881	FAX.029-227-4507
水 戸	☎ 029-233-6622	FAX.029-233-6626
日 立	☎ 0294-23-3431	FAX.0294-23-3461
土 浦	☎ 029-824-0324	FAX.029-824-0325
筑 西	☎ 0296-24-2796	FAX.0296-24-9303
古 河	☎ 0280-31-4176	FAX.0280-32-6116
太 田	☎ 0294-72-3489	FAX.0294-73-2716
常 総	☎ 0297-22-0949	FAX.0297-22-3537
龍ヶ崎	☎ 0297-62-7923	FAX.0297-64-1498
鹿 島	☎ 0299-83-8440	FAX.0299-83-8478